

住民と行政が支え合う  
協働のまちづくりを推進

八雲町では平成22年4月、町民主体の自治を実現することを目的として「八雲町自治基本条例」を施行し、情報共有と町民参加を基本理念とする行政運営を進めています。また、平成24年3月には八雲町における協働のまちづくりの基本指針となる「八雲町協働のまちづくり推進プラン」を策定しました。

自治基本条例に基づく町民参加については、「八雲町総合開発委員会」など、各種審議会等の委員の一部を公募しています。また、計画策定等に伴う町民意見公募手続（パブリックコメント）や意見交換会なども制度化し、行政運営に町民の意見が反映されるよう務めています。

また、議会では平成25年9月に八雲町議会基本条例を定め、町民に開かれたわかりやすい議会運営を目指しています。

協働のまちづくりについては、コミュニティ活動の基本単位となる町内会の活動を支援するために、地域コミュニティ助成事業を実施しています。また、町担当職員が各団体やグループの会合に向いて、まちづくり施策等を説明する「出前説明会」も行っています。

新しい公共の担い手として注目されるNPO法人は、福祉や食の分野で設立されていますが、今後はNPO等の団体の設立や活動を支援していく体制を整えて、協働のまちづくりを推進していきます。



●八雲町役場庁舎



町の鳥 ●オオワシ



町の木 ●オンコ



町の花 ●ひまわり



●落部支所



●熊石総合支所



●町長と語る町内会長会議

町内会長が町長とまちづくりや地域の要望等について、意見交換をする場として毎年開催している。また、5人以上集まれば町長との懇談会をいつでも応じている。



●本議会

定数は16人。八雲町議会基本条例を策定し、町民に対して「開かれた議会」と「わかりやすい議会」を確立するべく議会活動の充実と活性化を図っている。



●吉田川を守る会

街中の自然環境を残そうと吉田川の清掃活動などに取り組んでいる地域団体。地域住民や事業所、若人の集い等とも連携し、「協働のまちづくり」の実践に取り組んでいる。



●シビックコア地区の合同庁舎

相生町に所在するシビックコア地区には、相生公園や町立図書館との連続性に配慮して国の合同庁舎が建設され、税務署、ハローワーク、法務局が入居している。



●八雲町公民館

料理実習室、パソコン室をはじめ各種研修室が設置されている生涯学習活動の拠点施設。八雲町教育委員会事務局も置かれている。